

関連法規

規則2条：電離放射線

アルファ線，重陽子線，陽子線；β線，電子線；
中性子線；ガンマ線，X線（紫外線は含まない）



規則3条：管理区域の明示（装置を移動して使用する場合も設定）

- 実効線量合計、3か月につき1.3mSvを超えるおそれのある区域を標識で明示。（装置内にしか管理区域の無い場合も標識要）
- 1cm線量当量で測定
- 掲示項目：放射線測定器の装着注意，放射性物質取扱注意，事故の場合の応急措置等，放射線による労働者の健康障害防止に必要事項。
- 事業者：実効線量合計1週間に1mSv以下にしなければならない。
- 労働者区分「放射線業務従事者」「管理区域に一時的に立ち入る労働者」

規則4条：放射線業務作業従事者の被爆限度

事業者は管理区域において放射線業務従事者のうける実効線量が、

実効線量：5年間 100mSvを超えない

1年間 50mSvを超えないようにしなければならない

（女性の場合：3か月 5mSvを超えない）

規則6条：事業者は、

目の水晶体：1年間に150mSv

皮膚：1年間に500mSv を超えないようにしなければならない

規則7条：緊急作業時

当該緊急作業時に受ける線量は

実効線量：100mSv

目の水晶体：300mSv

皮膚：1 Sv を超えないようにしなければならない

規則8条：被爆線量の測定

測定部位 男：胸部，女：腹部

*その他に「最も被爆する部位」があるときは、そこと上記の2箇所
測定は1cm線量および70μm線量についておこなう。

（0.1mSvを超えないことが確認できるとき測定を行ったとみなせる）

規則9条：被爆線量測定結果の確認，記録（事業者）

- 1日1mSvを超えるおそれのある労働者：測定結果を毎日確認
- 3月毎，1年ごと，5年ごとの合計を記録、30年間保存

規則10条，11条：

- 特定X線装置（波高値定格電圧 10kV以上のX線装置）は、照射筒または絞りを用いなければならない。
- ろ過板を用いなければならない（作業の性質上軟線利用の場合以外）

規則12条：間接撮影

- ・ 接触可能表面から10cmの空気カーマが一回 $1.0\mu\text{Gy}$ 以下
- ・ カーマ：物質 1 kgに生成される荷電粒子の運動エネルギー

規則13条：透視

- ・ 作業位置で発生停止できる設備
- ・ 定格管電流の2倍で回路を「自動」開放
- ・ X線管の焦点から 1 mの距離の空気カーマ率 $17.4\mu\text{Gy}/\text{h}$
- ・ (医療用 : 10cmの空気カーマ率 $150\mu\text{Gy}/\text{h}$)

規則14条：標識 区分に応じて**規則15条：放射線装置室**

外部放射線による 1 cm線量当量率が $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えない遮蔽がある場合を除く。

規則17条：警報装置

以下の場合は「自動警報」が必要

放射線装置室で使用するとき、管電圧 150kV を超えるX線装置、 370GBq を超える放射性物質装置（放射線装置室外使用の場合は能力によらず必要な）

規則18条：立ち入り禁止

放射線装置室以外の場所で使用するとき、焦点から 5 m以内（一週間 1mSv 以下をのぞく）を立ち入り禁止。

規則42条：退避

事業者は、事故が発生した時、 15mSv を超えるおそれのある区域から労働者を退避させる。

規則43条：事故の報告

事業者は、労働基準監督署長に「速やか」に報告。

規則45条：事故に関する測定、記録（5年間保存）

- ・ 実効線量、目の水晶体および皮膚の等価線量
- ・ 事故日時、場所
- ・ 原因、状況
- ・ 放射線障害発生状況
- ・ 応急の措置

規則46条：X線作業主任者

管理区域ごとに選任する（2交代の場合は2人）

氏名及び職務は掲示し、関係者に徹底

規則47条：X線作業主任者の職務（ 1000kV 以上のX線装置は除く）

- ・ 標識の点検
- ・ 照射筒、ろ過板の使用措置
- ・ 12条、13条の措置
- ・ 照射条件の決定
- ・ 遮蔽能力測定、自動警報の点検
- ・ 立ち入り禁止区域に人が居ないことの点検
- ・ 放射線測定器の装着位置の点検

規則49条：欠格事由　満18歳に満たないもの

規則54条：作業環境の線量当量率の測定

事業者、管理区域について1月以内ごとに1回測定。5年間保存。

(装置を固定、使用法・遮蔽に変更無、3.7GBq以下の場合、6月以内)

1 cm線量当量率または1 cm線量当量

結果は掲示し周知

規則56条：健康診断

常時従事者6か月以内ごとに1回（新規雇い入れ、配置換え時も実施）

被爆歴有無、（白血球数、白血球百分率、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白内障、皮膚）括弧内は医師により省略可

* 雇入、配置換時：白内障省略可。被爆歴有無は省略不可。

* 前年一年間5 mSvを超えない場合、医師が必要と認めなければOK.

規則57条：健康診断結果の保存 30年間

規則58条：定期健康診断の結果報告 労働基準監督署長に遅滞なく届け出

労案法： 14日以内に選任

総括安全衛生管理者 事業場ごと選任

(業種により選任すべき事業場の人数に定めあり 100人以上)

衛生管理者 常時50人以上全業種

常時1000を超える場合少なくとも1人専任

産業医 常時50人以上

1000人以上使用または常時500人以上従事：専任必要

3000人以上使用 2人以上選任

衛生委員会 常時50人以上

労案法88条：計画の届け出等

事業者 放射線装置室等を設置した場合、工事開始の30日前までに労働基準監督署長に届け出。（装置の更新、新規購入、部屋の改造も同様）

厚生大臣の定める算定の方法

$$H_{EE} = 0.08H_a + 0.44H_b + 0.45H_c + 0.03H_m$$

実効線量 = 頭、頸 胸 腹 最大となるおそれ部位